令和元年９月２５日開催

新庄市農業委員会第２８回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和元年９月）議事録

１．開催日時　　令和元年９月２５日（水）午前１０時００分

２．開催場所　　新庄農業基盤管理センター

３．出席委員（１７名）

１番　浅沼　玲子	２番　今田　則雄
３番　丹　　茂	４番　星川　吉和
５番　海藤　芳正	６番　笹　　行也
７番　鶴巻　浩美	８番　間　　真一
９番　須田　雄二	１１番　齋藤　謙二
１２番　清水　哲夫	１３番　佐藤　啓右
１４番　下山　秀一	１５番　星川　豊
１６番　三原　康志	１７番　佐藤　喜代志
１９番　森　　良一	

４．欠席した委員（２名）

１０番　髙橋　敏行	１８番　指村　貞芳

５．議事日程

日程第　１　議事録署名委員及び会議書記指名
日程第　２　議案第　１０９　号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程第　３　議案第　１１０　号　農地法第４条の規定による許可申請について
日程第　４　議案第　１１１　号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程第　５　議案第　１１２　号　農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請について
日程第　６　報告第　８４　号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程第　７　報告第　８５　号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
日程第　８　報告第　８６　号　農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

６．出席した事務局職員

局　　長　　津藤　隆浩　　主　　査　　早坂　和弥
主　　任　　三宅　大輔　　主　　事　　長南　友紀

７．総会議長

浅沼　玲子

８．会議の概要

○会長

ただいまより、令和元年度新庄市農業委員会第２８回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席方の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は１７名です。欠席通告者は１０番髙橋敏行委員と１８番指村貞芳委員の２名であります。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第２７条第３項の規定により、本第２８回総会が成立していることをご宣告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それでは議事に入ります。まず日程第１、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例によって議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　ご異議ないようですので、議事録署名委員に４番星川吉和委員と１５番星川豊委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第１を終わります。
　次に日程第２、議案第１０９号農地法第３条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第１０９号農地法第３条の規定による許可申請につきまして、新庄地区１件ございます。議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明。）
　なお、農地法第３条第２項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区１番について調査報告をお願いします。

○２番
　議案第１０９号農地法第３条の規定による許可申請について新庄地区１番。１９日確認しました。これは親戚同士でありまして双方合意での贈与であります。問題ないと思いますので宜しくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１０９号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第１０９号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第３、議案第１１０号農地法第４条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第１１０号農地法第４条の規定による許可申請につきまして、稲舟地区１件、萩野地区１件ございます。議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明）
　ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは稲舟地区１番について調査報告をお願いします。

○５番
　議案第１１０号農地法第４条の規定による許可申請について、稲舟地区１番。９月１８日に調査いたしました。住宅リフォームの為の浄化槽設置であり、問題ありませんので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、萩野地区１番について調査報告をお願いします。

○１１番
　９月の１９日に調査確認しました。畜舎の増築に伴う許可申請であり問題無いと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１１０号農地法第４条の規定による許可申請については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、異議なしと認めます。よって、議案第１１０号農地法第４条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第４、議案第１１１号農地法第５条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局
　議案第１１１号農地法第５条の規定による許可申請につきまして、新庄地区１件、稲舟地区１件ございます。議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明）
　ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区１番について調査報告をお願いします。

○１３番
　議案第１１１号農地法第５条の規定による許可申請について、新庄地区１番について９月１８日に現地を確認しました。事務局説明の通りでありましたので、宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、次に稲舟地区１番について調査報告をお願いします。

○１４番
　９月１９日に調査しました。資料の１４ページを見てもらいたいのですけども、事務局説明の通り前がアパートで後ろが駐車場という形になってます。後ろの駐車場に行くための今回の申請という事でしたので、宜しくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

　　＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１１１号農地法第５条の規定による許可申請については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、異議なしと認めます。よって、議案第１１１号農地法第５条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第５、議案第１１２号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局
　議案第１１２号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請につきまして、新庄地区２件ございます。議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明）
　ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区１番について調査報告をお願いします。

○１９番
　議案第１１２号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区１番について９月１９日に確認しました。事務局説明の通り前代表の〇〇氏が亡くなった事によっての事業変更でありますので、問題無いと思いますので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、新庄地区２番について調査報告をお願いします。

○２番
　新庄地区２番につきまして、１９日に調査確認しました。事務局説明通りであり、この農地の周りはほとんど宅地でありまして、問題無いと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１１２号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、異議なしと認めます。よって、議案第１１２号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　それでは報告案件に入ります。
　日程第６、報告第８４号農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局
　報告第８４号農地法第３条の３第１項の規定による届出につきまして、新庄地区１件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。
（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第８４号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第８４号農地法第３条の３第１項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長
　次に日程第７、報告第８５号農地法第１８条第６項の規定による通知についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　報告第８５号農地法第１８条第６項の規定による通知につきまして、稲舟地区１件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
　（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第８５号農地法第１８条第６項の規定による通知について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第８５号農地法第１８条第６項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

○議長
　次に日程第８、報告第８６号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　報告第８６号農業者年金に関する裁定請求書等の確認につきまして、八向地区１件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
　（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第８６号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第８６号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
これにて、新庄市農業委員会第２８回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第１８条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和元年９月２５日

新庄市農業委員会

議事録署名委員　　星川　吉和

議事録署名委員　　星川　豊